

### 3 市たばこ税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者（これらを総称して「卸売販売業者等」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

#### (1) 市たばこ税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、卸売販売業者等ですが、たばこの小売価格にはすでにたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、消費者です。

#### (2) 市たばこ税の税率

6,552 円/1,000 本（売り渡し本数 1,000 本につき 6,552 円）

加熱式たばこの課税については、平成30年10月1日より、重量を紙巻たばこの本数に換算する方式から重量及び価格を紙巻たばこの本数に換算する方式へ変更（平成30年10月1日から令和4年10月1日までの間で5段階に分けて変更）されました。

#### (3) 紙巻たばこ 1 箱当たりのたばこ税等の税額及び税負担割合

＜たばこ1箱（20本入り580円の場合）に含まれる税金＞

|           |         |
|-----------|---------|
| （国）たばこ税   | 136.04円 |
| （国）たばこ特別税 | 16.40円  |
| 道府県たばこ税   | 21.40円  |
| 市町村たばこ税   | 131.04円 |
| 消費税・地方消費税 | 52.73円  |
| 計         | 357.61円 |

20 本×6,552 円/1,000 本

→580円のうち61.7%を占めます。

#### (4) 納税の方法

卸売販売業者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を、翌月末日までに市に申告し、納めます。